**専任特例１号の場合の監理技術者等の配置に係る特記仕様書**

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、建設業法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例１号の場合の監理技術者等」という。）及び監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

（技術者の配置等）

第２条　専任特例１号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

　（１）監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。

　（２）連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。

　　　　なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

　（３）建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。

　　　　なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

　（４）監理技術者等が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。

（５）下請次数が３を超えていないこと。

　　　　なお、工事途中において下請次数が３を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

　（６）当該工事現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

　（７）人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出すること。また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

（同一の特例監理技術者が兼務できる工事）

第３条　同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

（提出書類）

第４条　受注者は、専任特例１号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

２　受注者は、専任特例１号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

（適用除外）

第５条　次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例１号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

一　埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

二　埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

（ＣＯＲＩＮＳへの登録）

第６条　本工事において、専任特例１号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にＣＯＲＩＮＳへの登録を行うこと。

（その他）

第７条　既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。